

生産管理に資する情報の提供に関する手続きの一部改正について

改正事項(31. 3. 15)

No.	項目	改正内容
1	情報提供を受けることができる者の資格及び条件	「有効な「防衛省参加資格(全省庁統一規格)」を有している者又は当該資格を 取得できる者 」を、 「有効な「防衛省参加資格(全省庁統一規格)」を有している者又は当該資格を 取得申請中 」の者であること」に改正した。
2	申請要領について	1 資格審査 (1) 申請書類の提出方法について、郵送で提出可にした。 (2) 防衛省参加資格(全省庁統一資格)を取得中の者について、防衛省参加資格の申請書類一式が提出書類に追加された。 2 情報提供依頼 情報提供依頼のフォーマットが一部改正された。
3	有効期限の更新について	1 有効期限内の更新手続き 提出書類: 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しのみ 資格者番号: 更新前と同じ 2 有効期限後90日以内の更新手続き 提出書類: 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しのみ 資格者番号: 新たに付与 3 有効期限後91日以後の手続き 提出書類: 初回審査と同じ 資格者番号: 新たに付与
4	有資格者の公表	情報提供を受けることができると認められた者について資格者番号、名前、有効期限を資材計画部HPにおいて公表する。